第	号			相	続	人	代	表	者	指	定	届				
									令和	元	年	<b>5</b>	₹	1	∃	
穴 水	町長	様						<b>†</b>	目続人	、六	、水	太	郎	Œ.		
代表有	被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する 代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届 出ます。															
被	5 <sup>1</sup> 氏 (名															
相続		亡 時 の (居) 所 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地														
人	死亡年	月日	平成 31年 4月30日													
相続人代表者	デリ 氏 (名	名 称)			<del>7</del>	大家	花子	!				相続の続		,	子	
	生年月日		昭和 40年 1月 1日													
	住(居)所(所在地)		石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地													
	連絡	各先	( 0768 ) 52-3630													
	Е	£	名		₹相続 : の続			住 (所		活) 在		<b>听</b> 也)		相	続 分	
相	穴水	ハナ			妻		穴水町字川島ラの17				7 4	1/2			/2	
続	穴水 花子				子		"					1/4				
人	穴水 次郎				子		金沢市鞍月〇〇					1/4				
摘	要															

なお、この届出は<u>所有権移転(相続登記)が完了するまでの間</u>の相続人代表者を決めていただくものであり、相続する所有権を決めるものではありません。